

日 銀 業 第 6 4 3 号
2 0 2 1 年 1 2 月 2 1 日

金利スワップ担保国債管理関係事務についての
日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金利スワップ担保国債管理関係事務）」の一部改正に関する件

LIBORの公表停止に伴う財務省の事務見直しを受けて、2022年1月4日より、日本銀行金融ネットワークシステムにおける「NOTIFICATION OF THE DELIVERY AMOUNT」の出力時刻が午前11時30分経過後から午後1時30分経過後に変更となります。

これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、同日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金利スワップ担保国債管理
関係事務）」中一部改正

- 第1編2.(2)①中、「午前11時30分頃」を「午後1時30分経過後」
に改める。